

国民健康保険料に係る賦課方式の移行について

1 検討の経緯

近年の度重なる税制改正の都度、国民健康保険料が激変する階層が生じており、住民税額に賦課する現行方式の問題点が顕在化してきている。

現行の賦課方式では、医療費の増大が続く中で中間所得層に負担が集中するという問題もあるうえ、国民健康保険制度の広域化の流れに適合できないという問題もあった。

このため、特別区では、賦課方式の見直しについて検討を行い、全国の市町村が一般的に採用している「旧ただし書き方式」に、平成23年度から移行するのが適当との結論に至った。

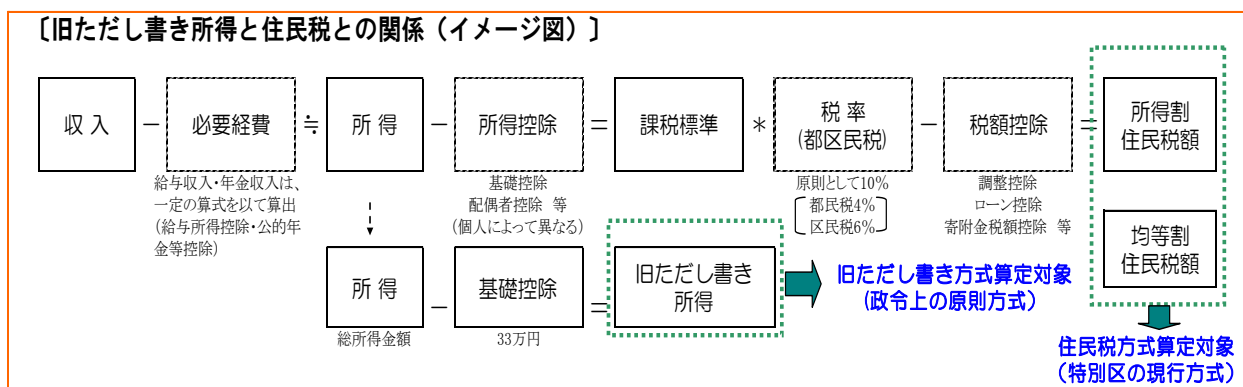
2 「旧ただし書き方式」

かつて住民税所得割の課税対象となった時期があることから呼ばれている所得の捕捉方法であり、国民健康保険法施行令では、他に困難な事情がない限り、最も制度に適合したものとして「旧ただし書き方式」による所得割の賦課を原則としている。

世帯の収入から公的年金控除等の必要経費と基礎控除を差し引いた段階の所得に対して賦課する方式である。

3 「旧ただし書き方式」へ移行する理由

(1) 所得に対して賦課する方式であるため、税制改正の影響を受けにくく、所得や医療制度の変動がない限り保険料が安定する算定方式である。



(2) 多くの加入者が非課税で所得割が課せられず、保険料に限度額が設けられていることもあいまって中間所得層に負担が偏る住民税方式に比べ、所得に応じて幅広い世帯が負担する方式のため、相互扶助の理念に叶う公平な制度である。

《国保加入者の状況（平成22年度）》

住民税方式	均等割のみ世帯	47.0%	所得割賦課世帯	53.0%
旧ただし書き方式	均等割のみ世帯	41.8%	所得割賦課世帯	58.2%

(3) 後期高齢者医療制度も含め、全国的に98%の市町村が採用している所得割算定的方式であり、現在検討されている医療保険制度の広域化の際にも採用されることが見込まれる方式である。

旧ただし書き方式	旧ただし書き方式以外	旧ただし書き方式割合
1,713 団体	37 団体	97.9%

4 賦課方式移行に係る経過措置について

賦課方式の移行に伴い、保険料負担が増加する階層が生じることから、経過措置として2年間の保険料の減額措置を講じる。

- ① 住民税非課税者については、旧ただし書き所得から、その75%を減額する。
- ② 課税標準額が100万円以下で、旧ただし書き所得が課税標準額の1.5倍を超える者については、旧ただし書き所得から、課税標準額の1.5倍を超える部分の50%を減額する。
- ③ 課税標準額が100万円超で、旧ただし書き所得が課税標準額の1.5倍を超える者については、旧ただし書き所得から、課税標準額の1.5倍を超える部分の25%を減額する。
- ④ 非自発的失業者の場合、前①から③までの措置については、旧ただし書き所得及び課税標準額は、給与所得を100分の30として算定したものとする。

5 移行の時期

旧ただし書き方式への移行は、平成23年度分の保険料から実施する。